

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の斉更新について～

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は**平成30年7月31日**です。

※8月以降は使用できません。

7月中旬から、役場住民生活課 税務保険グループおよび問寒別出張所で、新しい保険証の更新手続きを行います。

※更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証が必要です。

○新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民生活課 税務保険グループまでお申し出ください。

新しい保険証は桃色です



■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限は**平成30年7月31日**です。

※8月以降は使用できません。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日以降は交付された水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民生活課 税務保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です



■医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする

「医療費通知」を、医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。発送月は、9月下旬（1月～6月受診分）と3月上旬（7月～12月受診分）の年2回です。

【イメージ図】

発給年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	医療費控除		
						回数	費用総額	標準負担額
平成30年1月	〇〇病院	整形外科	1	18,000	1,800			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	内科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	8,400
合計				230,000	23,000		11,490	8,400

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。
※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

■お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 電話：011-290-5601

役場住民生活課

税務保険グループ

電話：5-1115

告知端末機：5-8812